

8. 生活環境について

高齢者等住宅改造支援事業	<p>介護保険において要支援又は要介護と判定された方や重度障害者等が、在宅で生活を営むために必要な住居の改造工事(トイレ・風呂・台所・スロープなど)に対して一定の補助を行います。</p>
	<p>【対象者】 住民税が非課税の世帯の方 【補助額】 最高限度額30万円 ※介護保険の認定がある場合は、介護保険を使った住宅改修が優先となります。</p>
	<p>【問合せ】 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119</p>
バリアフリーアドバイザー派遣制度	<p>65歳以上の高齢者、または障害者の身体状況にあわせた住宅改造を支援するため、住宅改造が必要な箇所や施工方法・介護機器の利用などについて、専門家(建築士と作業療法士または理学療法士のペア)が適切なアドバイスを無料で行います。</p>
	<p>【問合せ】 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119 福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 《TEL》092-582-8061 《FAX》092-582-8162</p>
障害者向け公営住宅の入居	<p>県営・市営住宅に特定目的の障害者向け住宅が設置されています。また、一般住宅では、身体障害者の4級以上、療育手帳のA1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方で住宅に困窮している世帯に対し、入居者に上記障害者がいる世帯は、抽選の際の倍率優遇措置があります。</p>
	<p>【問合せ】 都市対策課 建築・住宅担当(市営住宅) 《TEL》0942-65-7029 《FAX》0942-54-0335 福岡県住宅供給公社筑後管理事務所(県営住宅) 《TEL》0942-30-2660</p>
生活福祉資金貸付	<p>障がい者や生活困窮者等生活に困られている方の相談を受け、必要であれば資金の貸与等生活課題改善に向けた支援を行います。</p>
	<p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
自動車の改造費補助	<p>上肢・下肢・体幹機能障害等を有し、就労などに伴い、本人が運転する車を改造(駆動・走行・制御装置等)される方に補助があります。改造される前に申請してください。改造後の申請は補助の対象になりません。なお、所得制限等もあります。</p>
	<p>【補助額】 上限10万円(改造費の一部)</p>
	<p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>

自動車運転免許取得補助事業	<p>身体障害者手帳4級以上をお持ちの方で18～50歳未満の方が運転免許を取得する場合、受講料のうち3分の2(上限10万円)までを補助しています。事前にご相談ください。</p> <p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>																												
駐車禁止除外指定車標章	<p>この標章の交付を受けた方を乗せ、標章を前面の見やすいところに掲示している車両は、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。</p> <p>対象者</p> <table border="1" data-bbox="539 689 1337 1617"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢障害</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (上肢機能)</td> <td>1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (移動機能)</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>内臓機能障害</td> <td>1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>重度(A1、A2、A3、A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方</td> </tr> </table> <p>必要書類 ※①～③は各2通</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳等(コピー可) ② 住民票の写し(1通はコピー可)※3ヶ月以内に発行 ③ 代理人が申請する場合は申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状 ④ 印かん(認印) <p>【問合せ】 筑後警察署 交通課 《TEL》0942-52-0110</p>	視覚障害	1級～3級、4級の1	聴覚障害	2級、3級	平衡機能障害	3級	上肢障害	1級、2級の1、2級の2	下肢障害	1級～4級	体幹機能障害	1級～3級	運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く	運動機能障害 (移動機能)	1級～4級	内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)	肝臓機能障害	1級～3級	免疫機能障害	1級～3級	療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)	精神障害者保健福祉手帳	1級	身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方	
視覚障害	1級～3級、4級の1																												
聴覚障害	2級、3級																												
平衡機能障害	3級																												
上肢障害	1級、2級の1、2級の2																												
下肢障害	1級～4級																												
体幹機能障害	1級～3級																												
運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く																												
運動機能障害 (移動機能)	1級～4級																												
内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)																												
肝臓機能障害	1級～3級																												
免疫機能障害	1級～3級																												
療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)																												
精神障害者保健福祉手帳	1級																												
身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方																													

自動車事故 被害者へ の支援	<p>独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)は、自動車事故被害の専門機関として、自動車事故が原因で介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図る等の支援を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。</p>
	<p>①介護料の支給</p> <p>●自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給。 (月額 36,500 円～211,530 円)</p> <p>※介護保険、労災保険の介護(補償)給付等との併用不可。</p>
	<p>②短期入院・短期入所費用助成</p> <p>●介護料受給者に対し、短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成。(年間 45 日かつ年間 45 万円まで)</p> <p>●なお、入院・入所先の病院・施設については国土交通省が指定(全国 202 病院、143 施設を指定)。</p>
	<p>③療養施設の設置・運営(重度後遺障害者のための専門病院)</p> <p>●自動車事故による重度後遺障害者(遷延性意識障害者)のための専門病院(療養施設)を全国 12 か所で設置・運営。(入院期間は概ね 3 年間)</p>
	<p>④友の会</p> <p>●交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施(子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有)。</p>
	<p>⑤交通遺児等貸付</p> <p>●自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族(生活困窮家庭)のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付。(当初一時金 15 万 5 千円、月額 1 万円又は 2 万円。小学校と中学校入学支度金 4 万 4 千円)</p>
	<p>⑥自動車事故被害者への相談支援</p> <p>●自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族団体の相談窓口を HP 上で公表。</p> <p>●各種無料で相談できる窓口 <<TEL>>0570-000-738 ナスバ(NASVA)交通事故被害者ホットライン</p>
	<p>⑦介護者(親)なき後に備えるための情報提供</p> <p>●介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ホームページにおいて情報提供。</p>
	<p>【問合せ】</p> <p>独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所(福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4 階) <<TEL>>092-451-7751</p>

障害のある方、車の乗り降りや移動が不自由な方のために、公共施設・店舗等の駐車場を利用しやすくする制度です。まごころ駐車場を利用するには利用証が必要です。利用証の交付を受けるには、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

対象者

身体障害者手帳	視覚障害	4 級以上
	聴覚障害	3 級以上
	平衡機能障害	5 級以上
	上肢障害	2 級以上
	下肢障害	6 級以上
	体幹機能障害	5 級以上
	運動機能障害	2 級以上(上肢機能)
		6 級以上(移動機能)
内臓機能障害	4 級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能	
療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)	
精神障害者保健福祉手帳	1 級	
高齢者	介護保険の要介護状態区分「要介護 1」以上	
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 (小児慢性特定疾病医療受給者証を含む)	
妊産婦	単胎児:妊娠 7 ヶ月から産後 3 ヶ月まで	
	多胎児:妊娠 7 ヶ月から産後 18 ヶ月まで	
けが人	医師の診断書に「歩行艱難であること。」及び「車いす又は杖などの補装具等の使用期間」が明記されている方	

《以下のいずれかの書類が必要です》

障害者手帳・介護保険被保険者証・母子手帳・本人確認ができる書類及び診断書・特定医療費(指定難病)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証

※代理申請の場合は、代理申請者の本人確認ができる書類の提示が必要です。

【問合せ】 南筑後保健福祉環境事務所(分庁舎) 社会福祉課(八女市本村 25 八女総合庁舎) 《TEL》0943-22-6971

※下記の市役所担当課でも交付申請が可能です。

【高齢者】 高齢者支援課 《TEL》0942-53-4115

【妊産婦】 こども家庭サポートセンター 《TEL》0942-48-1968

【上記以外】 福祉課 《TEL》0942-65-7022

ふくおかまごころ駐車場制度

避難行動要支援者 支援制度	<p>市では、災害が発生した際に、自力又は家族等の支援では避難が困難な方を対象に、地域の皆さまの協力で避難支援をするための仕組みづくりを進めています。この制度では下記の対象者のうち、避難支援が必要と思われる方について、災害発生時にだれが避難の手助けをするか、どこに避難するかなどをまとめた「個別避難計画」を作成し、平常時から自主防災組織、行政区長、民生委員など避難にかかわる関係者に情報提供し、災害時の避難支援に役立てます。</p>	
	対象者	<p>災害時に自力又は家族等の支援では避難することが困難な方で、下記に該当する在宅で生活している方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険の要介護認定者(要介護認定の3～5の者) ② 身体障害者(等級1・2級の身体障害者手帳所持者) ③ 知的障害者(A、A1、A2、A3 判定の療育手帳所持者) ④ 精神障害者(等級1級の精神障害者保健福祉手帳所持者) ⑤ 高齢者のみ世帯の者(75歳以上) ⑥ その他市長が必要と認める者
	<p>【問合せ】 防災安全課 防災安全担当 《TEL》0942-65-7260《FAX》0942-54-0336 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022《FAX》0942-53-1589 高齢者支援課 高齢者支援担当 《TEL》0942-53-4255《FAX》0942-53-4119</p>	